

【引継ぎ内容について】**・・・町に提出中の二つの規則案について・・・**

今期の寒川町まちづくり推進会議では、情報共有の原則と町民参加の支援促進という自治基本条例の条文に照らし合わせ、「寒川町審議会等の会議の公開に関する規則(案)」と「寒川町パブリックコメント手続に関する規則(案)」の二つの規則案を提出しましたが、残念なことに任期中の制定には至りませんでしたので次期の推進会議でも制定に向けた動きに注視していただくようお願いいたします。

・・・寒川町庁議規定の改正について・・・

「寒川町審議会等の会議の公開に関する規則(案)」に含まれていた政策会議議事録の公開については、寒川町庁議規定の改正を建議するまでに留まりました。町の政策決定のプロセスを知り情報を共有する事も、町民がまちづくりに参加をする上で重要であり、この建議書に基づいて庁議規定の改正が進められるか、チェックをお願いいたします。